

2023年12月18日(月曜日)

〔ファクスだより〕

衛生用品表の見直しに関する 第2回WGを開催しました！

「船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」に定める別表（衛生用品表）については、平成17年に大幅な見直しのための改正が行われました。

その後、平成21年に抗インフルエンザウイルス剤の追加等を行って以降、現在に至るまで改正がされていないところ、現状に即した最新の衛生用品表とするため、2回のワーキンググループ（WG）を開催するなど、見直し等について議論をしています。

○議題

1. 備付け品目、数量等について

詳しくはこちら

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000038.html